

協議第 13 号

使用料・手数料の取扱いについて

使用料・手数料の取扱いについて承認を求める。

平成 21 年 4 月 20 日 提出

熊本市・植木町合併協議会会長 幸 山 政 史

使用料・手数料の取扱いについて

住民の一体性の確保や負担の公平の観点により、両市町で同一または同種の使用料・手数料については、原則として熊本市の例に統一する。

ただし、両市町のこれまでの経緯、実績等を配慮し、新市に移行後も当分の間現行どおりとするなど経過措置を設けるものとする。

平成 年 月 日

原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

合併協議協議項目一覧(13 使用料・手数料の取扱い)

協議番号	協 議 項 目	部会名	提 案	承認・継続	備 考
1	使用料・手数料の取扱い				
	使用料・手数料	全部会	第6回		

熊本市・植木町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名: 全部会

協議項目	使用料・手数料の取扱い	小項目名	1 使用料・手数料
------	-------------	------	-----------

協議内容	使用料・手数料の取扱いについて
合併協議会 協議結果 (調整方針)	住民の一体性の確保や負担の公平の観点により、両市町で同一または同種の制度については、原則として熊本市の例に統一する。ただし、両市町のこれまでの経緯、実情等を配慮し、新市に移行後も当分の間現行どおりとするなど経過措置を設けるものとする。

制 度 比 較		
	熊 本 市	植 木 町
市 町 別 内 容	「事務事業調査票」に掲載	「事務事業調査票」に掲載
相 違 点 と 課 題		

使用料・手数料

協議会協議項目

協議番号	枝番	状況	熊 本 市	植 木 町	備 考
19 -	保-2	承認	火葬場使用料	火葬場使用料	合併時に統一
22 -	農-1	提案中	—	農業集落排水使用料	植木町において料金体系の見直しを行い、新市に引き継ぐ
23 -	建-3	提案中	市営住宅使用料	町営住宅使用料	合併時に統一 建替えを行うまでは利便性係数で調整
23 -	下-2	承認	下水道使用料	下水道使用料	合併時に統一
24 -	教-7	承認	各種体育施設使用料	各種体育施設使用料	合併時に統一 植木住民の場合は5年間継続
24 -	教-10	承認	公民館使用料	公民館使用料	植木町中央公民館は合併時に統一

事務局協議項目

協議番号	枝番	状況	熊 本 市	植 木 町	備 考
17 -	納-7	承認	税務証明手数料	税務証明手数料	合併時に統一
18 -	窓-5	承認	住基・戸籍手数料	住基・戸籍手数料	合併時に統一
18 -	そ-26	承認	地籍手数料及びコピー代(地籍成果・街区基準点成果)	地籍手数料及びコピー代(地籍成果・街区基準点成果)	合併時に統一
22 -	農-36	承認	農業委員会諸証明手数料	農業委員会諸証明手数料	合併時に統一
22 -	農-52	承認	農用地区域でない旨の証明手数料	農用地区域でない旨の証明手数料	合併時に統一
24 -	教-81	承認	学校施設使用料	学校施設使用料	合併時に統一 植木住民の場合は5年間継続